

様式第 33 号ウ（申請面積が 2 ha 以下の場合）

ご 注 意  
 申請者の住所及び氏名並びに、申請土地の所在、地番、地目及び面積は、正確に記載してください。

農業委員会受付	広域振興局等受付

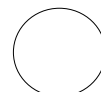
照 合	登記事項証明書	照合責任者印	
-----	---------	--------	--

## 農地法第 4 条の規定による許可申請書

関連条項

大船渡市農業委員会会長 様

年 月 日



申 請 者	現 住 所	職 業	氏 名								印
			農家番号								
( 歳 )											

(注) 申請者は、農家番号の記載を要しない。

農地を転用したいので、申請します。

記

### 1 許可を受けようとする土地の表示等

所 在 地 番	地 目		面 積 m <sup>2</sup>	10 a 当たりの 普通収穫高	耕作者氏名 (名称)
	登 記 簿	現 況			
合 計			筆		

2 転用計画

(1) 転用事由の詳細 (用途)		(事由の詳細)								
(2) 転用の期間		年 月 日 (許可の日) から 年間								
(3) 転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要										
工事計画	名 称	第1期 ( 年 月 ~ 年 月)			第2期 ( 年 月 ~ 年 月)			合 計		
		棟数	建築面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	所要面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	棟数	建築面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	所要面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	棟数	建築面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	所要面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>
土地造成										
建築物又は工作物										
計										

3 転用の目的に係る事業の資金計画

所 要 資 金 円		自 己 資 金 円	借 入 資 金
総額			(借入先) 円
内訳	土地購入費		
	工 事 費		
	そ の 他		

4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

(1) 被害の内容	
(2) 防除施設の内容	

5 その他参考となる事項

- 添付書類(1) 申請土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。) (1部)  
 (2) 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面 (1部)  
 (3) 申請土地の地番、地目及び隣接土地の状況を表示する図面 (1部)  
 (4) 申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設物間の距離を表示する図面 (配置図)  
 (5) 申請土地が土地改良区内にある場合は、その土地改良区の意見書  
 (6) 法人にあっては、定款、寄附行為及び法人の登記事項証明書  
 (7) その他関係書類

## 許 可 指 令 書

大船渡市農業委員会指令第 \_\_\_\_\_ 号

この申請は、下記により許可します。

年 月 日

大船渡市農業委員会会長 印

記

- 1 条件 (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。  
 (2) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3箇月及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- 2 注意 (1) 申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工と時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。  
 (2) 所管農業委員会の発行する農地転用許可済証を申請地に提示してください。
- 3 教示 (1) 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に所管農業委員会を経由して承認を受けてください。  
 (2) この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県知事に異議申立てをすることができます。 (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過したときは異議申立てをすることはできません。) ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。) 正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。  
 (3) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岩手県を被告として (訴訟において岩手県を代表する者は岩手県知事となります。)、提起することができます。 (なお、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき。 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。